「平成24年 第1回 国際植物防疫条約に関する国内連絡会」 ISPM 各国協議案に対する検討の方向性(論点整理)

1. 電子植物検疫証明 (ISPM No. 12 の付録 1)

- 紙による植物検疫証明の場合は、貨物に植物検疫証明書が付随して貿易されているが、電子植物検疫証明の場合、別送される貨物と電子植物検疫証明を照会する必要がある。信頼性の確保について諸外国の先行事例も踏まえ検討すべき。
- 電子植物検疫証明の場合、輸入者の欄に「to order」と記載することができないとあるが、実際の貿易では、検疫証明発給後に輸入者が変更になる場合があるので、柔軟な対応を検討すべき。

2. ミバエ (ミバエ科) の寄生に対する果物及び野菜の寄主ステータスの決定

- 試験はミバエ発生国で実施せざるを得ないが、非寄主であることについてミバエの侵入を警戒する国が納得するようなデータを得るのは難しいのではないか。試験結果に対する見解が異なる場合の対応(又は異なることがない対応)について検討すべき。
- 天敵の存在などが試験に影響することが考えられるため、寄主ステータスの決定には自然条件下での試験が必要ではないか。

3. 有害動植物無発生地域における突発的発生時のミバエ検疫地域の設定 (ISPM No. 26 の付属書)

- 有害動植物無発生地域で突発的発生があった場合、輸入国でも検疫措置を厳しくするのが一般的だが、原案では輸入国の行動についての記載がないため、検討すべき。
- 突発的発生(outbreak)の定義について他の ISPM を含め確認すべき。

4. カンキツ黒星病の診断プロトコル (ISPM No. 27 の付属書)

- 特段の指摘なし。
- 5. Tilletia indica Mitra の診断プロトコル (ISPM No. 27 の付属書)
 - 特段の指摘なし。